

労災保険特別加入制度

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としています。特別加入制度は、労働者ではないが労働者に準ずる者に対して、労災保険への加入を認め、労働災害について保護を図ることを目的として創設された制度です。

特別加入の対象者には、「第1種特別加入者」(中小事業主等(従業員を雇用している者))、「第2種特別加入者」(一人親方等(従業員を雇用していない者)、特定作業従事者)、「第3種特別加入者」(海外派遣者)があります。

第1種特別加入者(中小事業主等)		第2種特別加入者(一人親方等)		第3種特別加入者
①: 中小事業主(従業員を雇用している者)	①': ①の行う事業に従事する者	②: 一人親方とその他の自営業者(従業員を雇用していない者)	②': ②の行う事業に従事する者	③: 特定作業従事者 ④: 海外派遣者
イ 金融業、保険業、不動産業、小売業・・・常時50人以下の労働者を使用する事業主 ロ 卸売業、サービス業・・・常時100人以下の労働者を使用する事業主 ハ その他の事業・・・常時300人以下の労働者を使用する事業主	家族労働者や法人企業の代表権をもたない役員(ただし、実態として労働者となる者は労働者として加入する。)	イ 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業 ロ 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(建設の事業) ハ 漁船による水産動植物の採捕の事業 ニ 林業の事業 ホ 医薬品の配置販売の事業 ヘ 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業 ト 船員法第1条規定の船員が行う事業 チ 柔道整復師が行う事業 リ 創業支援等措置に基づく高齢者が行う事業 又 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師が行う事業 ル 歯科技工士が行う事業 ヲ 特定フリーランス事業者	イ 指定農業機械作業従事者 ロ 特定農作業従事者 ハ 職場適応訓練従事者 ニ 事業主団体等委託訓練従事者 ホ 危険有害作業の室内労働者等 ヘ 労働組合等常勤役員 ト 介護作業従事者 チ 芸能関係作業従事者 リ アニメーション制作作業従事者 又 ITフリーランス	イ 海外の開発途上地域に対する技術協力の実施の事業(有期事業を除く)を行う団体が、当該団体の事業の実施のため、開発途上地域で行われる事業に従事させるために派遣する者。 ロ 日本国内で行われる事業(有期事業を除く)の事業主が、海外で行われる事業に従事させるために派遣する者。
<ul style="list-style-type: none"> 労働者の労災保険手続が成立していること 窓口は労働保険事務組合 ①及び①'を包括して加入する 		<ul style="list-style-type: none"> 一人親方等及び特定作業従事者が構成員となる団体を通じて加入する 		<ul style="list-style-type: none"> 国内事業の労災保険の手続が成立していること

保険給付

保険給付のうち療養(補償)給付については現物支給なので、特に給付額において一般の労働者の場合と異なることはありません。しかし、その他の保険給付について、通常の労災保険では、労働者の場合、その労働者の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とし、これを基礎とし所定の率や日数を乗じて得られる額が給付される額となりますが、特別加入者の場合は、この基礎となる賃金がないので、これに代わるものとして、3,500円から25,000円までの範囲で定められた給付基礎日額に所定の率や日数等乗じて得た額が保険給付として支払われることとなります。なお、特別支給金のうち、ボーナス等の特別給与を算定の基礎とする「ボーナス特別支給金」については支給されません。

この給付基礎日額は、保険料算定の基礎としても使われるので、保険料の負担や給付の額等を慎重に考慮して選ぶ必要があります。

「中小事業主等」では、法人の代表者等に対する業務上の事故等に係る補償の対象となるのは、代表者等が実質的に労働者と同じように働いている場合です。原則として、労働者と一緒になって働く、あるいは、時間的、場所的に労働者がいなくても、労働者本来の勤務時間中又はその勤務時間に接続して同じ場所で働いているときです。

2025年4月1日から「高年齢雇用継続給付」の支給率が変更されます

高年齢雇用継続給付は、60歳到達時点と比較し、賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

各月に支払われた賃金の60歳到達時との比較	賃金に上乗せされる支給率
75%以上	不支給
64%超75%未満(61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)

※ 2025年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方は、その期間が5年を満了することとなった日)を迎えた方が対象です。

※ ()内は2025年3月31日以前の低下率・受給率です。